

治 - 2
08. 02. 06

既製品の治療用装具に係る価格改定（案）について

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

1. 基本方針（案）

- ◆ 既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）は、令和4年4月の設定以降改定されていないが、調査の結果を踏まえ、以下の方針により全ての製品について改定することとしてはどうか。なお、これらの方針は、今回の改定における特例的なものであり、今後の改定に係るルールについては引き続き検討することとしてはどうか。
- ◆ 「既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法」のA算定式に用いる「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格」については、令和6年4月1日施行の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）（以下「補装具告示」という）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」を用いる。

なお、令和6年4月1日施行の補装具告示において、基本価格の採型区分について、頸椎のみを対象とする採型区分が追加されたことを踏まえ、既製品治療用装具のリスト価格の算出に用いる基本価格の採型区分について必要な見直しを併せて行う。
- ◆ 製品価格分について、A算定式及びB算定式において用いる「仕入価格」は、今回の調査結果における最多販売価格を用いる。
- ※ R7.4.1のリスト価格臨時改定前の販売価格が最多販売価格となっている場合には、その状況を精査し、最多販売価格の設定について個別に検討する。
- ◆ 以上により基準価格を算出するが、補装具告示の装具（レディメイド）として承認されている製品については、上記に基づき算出したリスト価格の100分の106に相当する額と装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準額が同額となるようリスト価格の補正を行う。
- ◆ 販売が終了している製品については、問屋・卸業者及び義肢装具製作所において在庫が残存している可能性があることから、当面の間、リストからは削除せず、リスト価格は据え置くこととする。

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

【参考1】既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法（平成28年9月23日付保発0923第3号）

- ・ A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の 0.52 倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の 1.3 倍（※3）の額（製品価格）を合算した額
- ・ B算定式：仕入価格（※2）の 2 倍の額

を比較し、低い額（ただし、下限額を 5,000 円とする。）とする。

また、基準価格に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第 528 号）の別表 1 の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

※3 既製品装具の製品価格は、①製品仕入価格、②管理販売経費、③利益から構成される（既製品装具の製品価格 = 製品仕入価格 × 管理販売経費 × 利益）。管理販売経費が 23%（国立障害者リハビリテーションセンター研究所の全国調査（平成29年度実施））、利益 7.8%（特定保険医療材料の利益率と同値）と仮定して、製品仕入価格の 1.3 倍 ($1.23 \times 1.078 = 1.326 \div 1.3$) と設定。

【参考2】装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準（平成18年厚生労働省告示第528号）

装具（レディメイド）

装具（レディメイド）とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格	備考
共通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の 75% の範囲内の額とすること。

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

【参考】

補装具（レディメイド）購入基準



補装具/装具（レディメイド）承認番号一覧表（抜粋）

承認日	商品名	本体上限価格 (円)
令和6年6月21日	オルトップAFO	23,000
令和6年7月12日	ヒッププロテクターⅡ	55,200
令和6年4月12日	フィラデルフィア カラー	11,200
令和6年4月25日	オルソカラー	14,700
令和6年5月24日	オモニューレクサ プラス	24,000

▲ 既製品の治療用装具と重複している製品

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

2. 新基準価格（案）

番号	部位による区分	機能による名称分類	型式 (基本構造)	製品名	製造品・輸入品の別	①R6.4改正告示基本価格	②技術料 (①×0.52)	③仕入価格	④A算定式 (②+(③×1.3))	⑤B算定式 (③×2)	⑥④と⑤のいずれか低いほう	⑦新リスト価格 (基準価格)	※1 ⑧療養費の額 (⑦×1.06)	(参考) ⑨現行リスト価格
1	下肢装具	股装具	軟性	ヒッププロテクターⅡ	製造品	27,900	14,508	39,000	65,208	78,000	65,208	※2 54,430	57,695	44,230
2	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーACL (POゲルテックスACL)	製造品	8,150	4,238	9,000	15,938	18,000	15,938	15,940	16,896	14,730
3	下肢装具	膝装具	軟性	膝装具軟性(KFLG)	輸入品	8,150	4,238	8,580	15,392	17,160	15,392	15,390	16,313	14,140
4	下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツPCL	製造品	8,150	4,238	10,560	17,966	21,120	17,966	17,970	19,048	16,480
5	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA3	製造品	8,150	4,238	4,840	10,530	9,680	9,680	9,680	10,260	8,800
6	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・クロスベルト	製造品	8,150	4,238	4,840	10,530	9,680	9,680	9,680	10,260	8,800
7	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・MCL	製造品	8,150	4,238	9,075	16,036	18,150	16,036	16,040	17,002	14,730
8	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーMCL&LCL (POゲルテックスMCL&LC L)	製造品	8,150	4,238	9,000	15,938	18,000	15,938	15,940	16,896	14,730
9	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーOAGX (POゲルテックスOAGX)	製造品	8,150	4,238	8,800	15,678	17,600	15,678	15,680	16,620	14,400
10	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーOASX3 (POゲルテックスOASX3)	製造品	8,150	4,238	4,800	10,478	9,600	9,600	9,600	10,176	8,800
11	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーOAEX (POゲルテックスOAEX)	製造品	8,150	4,238	4,950	10,673	9,900	9,900	9,900	10,494	9,000
12	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーPCL (POゲルテックスPCL)	製造品	8,150	4,238	9,000	15,938	18,000	15,938	15,940	16,896	14,730
13	下肢装具	膝装具	軟性	(NS) P.O.スポーツMCL	製造品	8,150	4,238	10,560	17,966	21,120	17,966	17,970	19,048	16,480
14	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・ACL	製造品	8,150	4,238	9,075	16,036	18,150	16,036	16,040	17,002	14,730
15	下肢装具	膝装具	軟性	(NS) P.O.スポーツACL	製造品	8,150	4,238	10,560	17,966	21,120	17,966	17,970	19,048	16,480
16	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA1	製造品	8,150	4,238	3,935	9,354	7,870	7,870	7,870	8,342	7,150
17	下肢装具	膝装具	軟性	ガードマスターA3B	製造品	8,150	4,238	5,060	10,816	10,120	10,120	10,120	10,727	7,700

※1 「⑧ 療養費の額」は、患者の一部負担金に相当する額を含む。

※2 「⑧ 療養費の額」が装具（レディメイド）の基準額となるようリスト価格の補正をおこなったもの

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

2. 新基準価格（案）

番号	部位による区分	機能による名称分類	型式（基本構造）	製品名	製造品・輸入品の別	①R6.4改正告示基本価格	②技術料（①×0.52）	③仕入価格	④A算定式（②+（③×1.3））	⑤B算定式（③×2）	⑥④と⑤のいずれか低いほう	⑦新リスト価格（基準価格）	※1 ⑧療養費の額（⑦×1.06）	（参考）現行リスト価格
18	下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・サポート	製造品	8,150	4,238	6,050	12,103	12,100	12,100	12,100	12,826	11,000
19	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーショート3（POゲルテックスショート3）	製造品	8,150	4,238	5,600	11,518	11,200	11,200	11,200	11,872	10,200
20	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポートーライトスポーツ3（POゲルテックスライトスポーツ3）	製造品	8,150	4,238	7,800	14,378	15,600	14,378	14,380	15,242	13,300
21	下肢装具	膝装具	軟性	(NS) P.O.スポーツショート3	製造品	8,150	4,238	6,220	12,324	12,440	12,324	12,320	13,059	10,700
22	下肢装具	膝装具	軟性	(NS) P.O.スポーツライト3	製造品	8,150	4,238	9,570	16,679	19,140	16,679	16,680	17,680	14,400
23	下肢装具	膝装具	軟性	ニーブレース	製造品	8,150	4,238	販売終了	販売終了	販売終了	販売終了	7,700	8,162	7,700
24	下肢装具	短下肢装具	硬性	オルトップAF0	製造品	17,000	8,840	14,700	27,950	29,400	27,950	※2 24,060	25,503	21,760
25	下肢装具	短下肢装具	硬性	アンクルアジャスト・SP	製造品	7,750	4,030	3,935	9,146	7,870	7,870	7,870	8,342	7,150
26	下肢装具	短下肢装具	硬性	足関節サポートーFO（POエバーステップFO）	製造品	7,750	4,030	4,290	9,607	8,580	8,580	8,580	9,094	7,800
27	下肢装具	短下肢装具	硬性	アンクルサポート	製造品	7,750	4,030	販売終了	販売終了	販売終了	販売終了	7,150	7,579	7,150
28	下肢装具	短下肢装具	硬性	アンクルフィット	製造品	7,750	4,030	販売終了	販売終了	販売終了	販売終了	7,150	7,579	7,150
29	下肢装具	短下肢装具	硬性	足関節サポートー6	製造品	7,750	4,030	4,480	9,854	8,960	8,960	8,960	9,497	8,160
30	体幹装具	頸椎装具	カラーあご受けのあるもの	フィラデルフィアカラー	輸入品	※3 4,100	2,132	※4 7,800	12,272	15,600	12,272	※2 12,920	13,695	12,460
31	体幹装具	頸椎装具	硬性	オルソカラー	製造品	※3 4,100	2,132	8,580	13,286	17,160	13,286	※2 16,230	17,203	14,200
32	体幹装具	頸椎装具	硬性	アドフィットUDカラー	製造品	※3 4,100	2,132	14,300	20,722	28,600	20,722	20,720	21,963	20,960
33	体幹装具	頸椎装具	硬性	アジャスタブルTXカラー	輸入品	※3 4,100	2,132	12,600	18,512	25,200	18,512	18,510	19,620	19,660

※1 「⑧療養費の額」は、患者の一部負担金に相当する額を含む。

※2 「⑧療養費の額」が装具（レディメイド）の基準額となるようリスト価格の補正をおこなったもの

※3 「①基本価格」の採型区分について見直しを行ったもの

※4 番号30 フィラデルフィアカラーについては、令和7年4月1日の基準価格の臨時改定後の最多販売価格を仕入価格として使用。

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

2. 新基準価格（案）

番号	部位による区分	機能による名称分類	型式（基本構造）	製品名	製品・輸入品の別	①R6.4改正告示基本価格	②技術料（①×0.52）	③仕入価格	④A算定式（②+（③×1.3））	⑤B算定式（③×2）	⑥④と⑤のいずれか低いほう	⑦新リスト価格（基準価格）	※1 ⑧療養費の額（⑦×1.06）	（参考）現行リスト価格
34	体幹装具	胸椎装具・腰椎装具	金属枠	ジュエットプレイバック	製造品	25,100	13,052	27,500	48,802	55,000	48,802	48,800	51,728	43,000
35	体幹装具	頸椎装具・胸椎装具	硬性	アドフィットUDブレイス	製造品	8,950	4,654	22,000	33,254	44,000	33,254	33,250	35,245	30,390
36	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	ショルダーブレースER	製造品	9,050	4,706	5,325	11,629	10,650	10,650	10,650	11,289	9,680
37	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	スリングショット3	輸入品	9,050	4,706	13,200	21,866	26,400	21,866	21,870	23,182	20,050
38	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	5065N オモニューレクサ プラス	輸入品	9,050	4,706	21,500	32,656	43,000	32,656	※2 25,000	26,500	27,620
39	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	エアーバッグス 950N	製造品	9,050	4,706	21,450	32,591	42,900	32,591	32,590	34,545	29,800
40	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	肩鎖関節固定帯	製造品	9,050	4,706	7,000	13,806	14,000	13,806	13,810	14,638	13,550
41	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	ウルトラスリングⅢ	輸入品	9,050	4,706	11,000	19,006	22,000	19,006	19,010	20,150	17,450
42	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	ウルトラスリングⅢAB	輸入品	9,050	4,706	19,800	30,446	39,600	30,446	30,450	32,277	27,850
43	上肢装具	肩装具	硬性・皮革	ショルダーブレース・エアーフィット	製造品	9,050	4,706	13,200	21,866	26,400	21,866	21,870	23,182	20,050
44	上肢装具	肘装具	軟性	肘関節用サポートー3	製造品	7,650	3,978	6,600	12,558	13,200	12,558	12,560	13,313	11,540
45	上肢装具	手関節背屈保持装具	硬性	手関節固定装具ショート（P0リストサポート2）	製造品	7,400	3,848	1,650	5,993	3,300	3,300	5,000	5,300	5,000
46	上肢装具	手関節背屈保持装具	硬性	リストケア・プロ	製造品	7,400	3,848	販売終了	販売終了	販売終了	販売終了	5,000	5,300	5,000
47	上肢装具	手関節背屈保持装具	硬性	コックアップリストDP2	輸入品	7,400	3,848	3,410	8,281	6,820	6,820	6,820	7,229	6,200
48	上肢装具	手関節背屈保持装具	硬性	コックアップリストDP3	輸入品	7,400	3,848	3,630	8,567	7,260	7,260	7,260	7,695	6,600
49	上肢装具	長対立装具	-	母指手関節固定装具	製造品	7,400	3,848	3,000	7,748	6,000	6,000	6,000	6,360	5,600
50	上肢装具	短対立装具	-	サムフォーム	輸入品	6,800	3,536	3,300	7,826	6,600	6,600	6,600	6,996	5,600

※1 「⑧ 療養費の額」は、患者の一部負担金に相当する額を含む。

※2 「⑧ 療養費の額」が装具（レディメイド）の基準額となるようリスト価格の補正をおこなったもの

※3 「① 基本価格」の採型区分について見直しを行ったもの

既製品治療用装具のリスト価格（基準価格）の改定案について

2. 新基準価格（案）

番号	部位による区分	機能による名称分類	型式 (基本構造)	製品名	製造品・輸入品の別	①R6.4改正告示基本価格	②技術料 (①×0.52)	③仕入価格	④A算定式 (②+(③×1.3))	⑤B算定式 (③×2)	⑥④と⑤のいずれか低いほう	⑦新リスト価格 (基準価格) (⑦×1.06)	※1 ⑧療養費の額 (⑦×1.06)	(参考) 現行リスト価格
51	上肢装具	指装具	-	CMバンド	製造品	6,800	3,536	4,290	9,113	8,580	8,580	8,580	9,094	7,800
52	上肢装具	指装具	-	CMシリコーン	製造品	6,800	3,536	5,390	10,543	10,780	10,543	10,540	11,172	9,700
53	上肢装具	指装具	-	CMシリコーンハード	製造品	6,800	3,536	5,390	10,543	10,780	10,543	10,540	11,172	9,700
54	上肢装具	指装具（指用逆ナックルベンダー）	-	マレットフィンガースプリント (株式会社松本義肢製作所)	製造品	4,800	2,496	2,700	6,006	5,400	5,400	5,400	5,724	5,000
55	上肢装具	指装具（指用ナックルベンダー）	-	オーバルエイト フィンガースプリント	輸入品	4,800	2,496	3,080	6,500	6,160	6,160	6,160	6,529	5,600
56	上肢装具	指装具（指用逆ナックルベンダー）	-	マレットフィンガースプリント (株式会社田沢製作所)	製造品	4,800	2,496	5,610	9,789	11,220	9,789	9,790	10,377	8,350
57	上肢装具	指装具（指用逆ナックルベンダー）	-	カペナスプリント	製造品	4,800	2,496	3,800	7,436	7,600	7,436	7,440	7,886	6,790

※1 「⑧ 療養費の額」は、患者の一部負担金に相当する額を含む。

既製品の治療用装具に係る課題について（案）

既製品の治療用装具について、適切な基準価格の設定を行うとともに、既製品の治療用装具のリスト収載を進めるため、今後、既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループにおいて、以下の事項について議論することとしてはどうか。

1. 基準価格の在り方について

① 基準価格の算定に用いる適切な係数等の設定について

- ◆ 技術料に相当する費用及び製品の管理等に要する費用の適切な評価の在り方
- ◆ 上限額及び下限額の設定の要否、その在り方 等

② 基準価格の改定方法について

- ◆ 購入価格を適切に把握するための価格調査の在り方
- ◆ 基準価格への反映方法
- ◆ 改定のタイミング
- ◆ 不採算品目が生じた場合の対応 等

③ 「機能区分」の設定について

等

既製品の治療用装具に係る課題について（案）

2. リスト収載の推進について

①リスト収載を検討する製品の選定方法について

- ◆選定基準（製作所等、保険者からの提案の在り方を含む）、フロー 等

②リスト収載の審査基準の具体化について

- ◆「適用症例」、「装具の機能・目的」等
- ◆審査の迅速化や審査結果における理由の明確化
- ◆リスト収載不可とされた製品の取扱い（「継続審議」、「見送り」の定義等） 等

③リスト収載時の基準価格の設定について

- ◆購入価格を適切に把握する方法 等

④リスト収載されている製品以外の既製品の治療用装具の実態把握について

等

3. その他

①事故、有害事象等の把握・周知について

等